

# 令和7年第1回

## 海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和7年1月27日
		13時30分～15時13分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

## 令和7年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和7年1月27日「令和7年第1回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和		8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし	

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主査 加藤友彦、  
主事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第2	議案第2号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3	議案第3号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願による専決処分について（報告）
- (2) 生産緑地の斡旋について
- (3) 農地の使用貸借権の解約について
- (4) 農地の一時使用について
- (5) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (6) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は13名です。また、農地利用最適化推進委員5名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、9番委員と10番委員を指名いたします。

それでは、議案書3ページから5ページ、4. 報告事項の（1）活動状況、（2）農地異動状況、（3）県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございませんので、このまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、議案書6ページ、5. 付議事項の日程第1、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号1、申請地は、大谷■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、667平米、ほか2筆、合計1,631平米、議案書のとおりでございます。転用者は、今里■■■■■■■■■■、■■■■■■、転用の目的は、駐車場になります。現地の案内図につきましては、資料1-1から1-6の資料を御覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、公図、土地利用計画図の平面図、断面図等をお配りしております。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 こちらは、申請者は今里にお住まいの■■■■■■さんでございます。食の創

造館で給食業務を行っております■■■■■■■■の従業員用駐車場として農地転用したいという旨の申請になります。■■■■■は、現在、申請地の東側の土地を駐車場として借りておりましたが、このたび、駐車場の所有者より、立ち退くよう申出がありまして、駐車場の代替地を探したところ、申請者と合意できたことから、今回、申請がされました。

続きまして、資料1-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地の北側、南側と西側につきましては道路、東側はものみの塔の駐車場となっております。申請地を整地し、転圧、合計44台の砂利敷きの駐車場を整備するという計画になっております。申請地の周囲につきましては、隣接している農地はありませんで、東側の駐車場側も含め、西側、南側をH鋼による土留めと1.2メートルのネットフェンスを設置いたします。

続きまして、資料1-5、1-6の断面図でございます。現況地盤より40センチ前後高く、北側道路より40センチ程度低く施工しまして、また、資料1-3の土地利用計画図にありますとおり、北側に出入口を設けましてスロープを設置し、雨水につきましては、敷地内3か所にトレンチと雨水ますを設置いたしまして、敷地内浸透処理とする計画となっております。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲への被害防除も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。12番委員。

【12番委員】 1月24日、農業委員5名と事務局2名、7名で現地を確認してまいりました。申請地は、昨年まで田んぼとして適正に利用されて稲を刈った後でございます。それから、この申請地一体は、一昨年秋に■■■■■が駐車場として申請をして、大谷の生産組合、今里の生産組合等によって3か月近く審議し、許可になったものでございます。この申請地の東側に■■■さんの田んぼもあります。既に用水の取入口から道路進入路についても全部工事が終わっておりまして、この隣であるので、問題点はないと判断いたしました。また、西側の道路を境にしましての田んぼも、関係者の■■■さん及び申請者の■■■さんの所有している田んぼだと伺っております。利害関係はないと

判断いたしました。既にこの一帯、食の創造館前の土地は駐車場として全部区画整理したような完璧なものとなっております。大谷の生産組合とも話合いが完了しておるといふことをごさゝいまして、さほど問題点はないと判断をいたしました。また、さらに出席者の農業委員で検討をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

【議長】 事務局からお願いいたします。

【主査】 地区担当委員の7番委員に確認させていただきまして、現地については特に問題はございませんといふこと、よろしくご審議くださいといふことを預かっております。

以上、報告です。

【議長】 それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

次に、議案書7ページから8ページ、日程第2、議案第2号 引き続き農業を行っている旨の証明について を議題といたします。

受付番号1について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 引き続き農業を行っている旨の証明について、受付番号1でございます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受ける方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかといふことを農業委員会が証明するものでございます。

それでは、受付番号1です。被相続人は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■■■■■、相続人は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■■■■■、引き続き農業を行っ



(「なし」の声あり)

【議長】 質疑も意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認といたします。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第3号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画案を上程いたします。

受付番号1です。借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、中新田■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、991平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和7年2月1日から令和9年12月31日までの3年間です。こちらは農業振興地域内、新規の計画となります。こちらの案件につきまして、1月17日に事務局で現地調査を行いまして、現地は農地として適正に管理されておりました。借り手は市内農業者であり、農用地集積計画の法的要件が定められている改正前の農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしておりますため、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号1について、質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号1について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)



結論を出しました。今後も同じような事例はあるでしょうから、今回、異例ではありますが、わび状という形で提出してもらったいきさつがあります。

以上です。

**【議長】** それでは、受付番号3について、質疑のある方。

**【12番委員】** 20年以上、農地の違反転用していたわけですね。これは全く気づかなかったということが不思議じゃないかと思うんですけど。農業委員会でも気づかなかった、本人も知らなかった。毎年、課税の台帳のあれは1筆ごとに来ますよね。それと、年末に農家基本台帳に農地が出て、田んぼだ、畑だというのがあるので、本人は、■■■■さんは高齢で入院されているか分からないけれども、うちを管理している長男の方はそれなりの人ですから、農地が違反転用だということは気づかないわけがないと思うんですけどね。自分の持っている土地が農地ですか、雑種地ですか、宅地かということは、何百筆もあるわけではないので、何十筆でしょう、それで気づかなかったということはおかしいと思うんですよね。まして、気づいていたんですけれども、20年以上放っておいて、そのうち非農地証明を取ろうとかという案かも分からないしね、そこいら不可解なことがあるんですけども、どうでしょう。

**【事務局長】** 今のご質問というか、話なのですけれども、現実的には、非農地証明が、ここだけじゃなくて、ほかからも出てきて、大体農地転用をしなきゃいけないこと自体、知らないとかね、親が農地転用の許可を取ったかどうか分からないとか、そういう方は現実的にいらっしゃると思います。いらっしゃるから、毎年何件か非農地証明の対象ということで、非農地証明を出している農地もあるのかもしれない。あとは、当然、非農地証明の対象にならなければ、是正の措置というようなことも出てくるとは思いますけれども、これは農業委員会事務局で業務をしていて、農地転用を本当にみんなの農家が知っているかといったら、知らない農家さんもあると思います。現実的には。あとは、自分の農地が農地転用を本当にしたのかしていないのかも知らない農家さん、最初に言いましたが、いると思います。そんなのは十分承知しているよという農家もいるかもしれませんが、その辺はちょっと微妙だと思います。ただ、本人も知らなかったと言われたら、それまでなので、そうすかと言って、我々、農業委員会も気がつかなかったというのはあるとは思

んですけども、現実論としては、大いにあり得なくはないのかなというふうには、ふだんの業務からは感じ取っております。

以上です。

**【12番委員】** 20年近く違反転用していたわけですね。この618平米については。現実、違反転用していたわけですね。違反転用した土地を貸していたわけだから、現地調査へ行った時点で違反転用と認めたわけなのですから、それで非農地証明を出して、今までのことは結局なくなっちゃうわけでしょう。違反転用ということは。そういった悪影響が今後市内では何か所かもあると思うんですよね。そういった対応が後から出てきて、この杉久保の土地が非農地証明を出したんだから、じゃ、俺もこの土地については非農地証明が出るんじゃないかということがあるんじゃないかと思うんですよね。現実には。そういった点は。

**【事務局長】** 先ほど言いましたように、本人がよく分かっていたら、多分こういう案件は今後全く出てこないとは絶対思わないです。恐らく出てくる可能性のほうが強いと思います。基本的に元に戻してねとまず言うんですよ。でも、現実的に無理であり、それが先ほど言った指針に合っていたら、非農地証明として、このままやっても無理だから、登記簿上の制度とかも含めてこういう処理をなささいというふうな形で、今回処理させていただきました。今後出てきます。

逆に農業委員会として、現に転用違反のところについて、是正を求めたりもしています。現に今年度も1件、■■、ありましたけれども、是正の措置等をしてもらった、そういうことも当然やっているわけなんですよ。そこは農業委員会としては知っているから。知らないところはもう、当然ずっと未来まで残していくんですけども、駄目なところは。知らないところは知らないで、その時点で、もしある程度年数がたって、いろいろな制度の中で、もう農地じゃないような扱い、例えば固定資産税が宅地で扱われていたとか、そういうような状況であれば、非農地として、農地じゃなくして、きちんと登記簿上も雑種地にするなり宅地にしていかないと、いつまでもたっても、制度的に、登記の制度も含めて何にも進展しないという形になると思います。

ですから、是正は当然させるんです。でも、是正ができない、条件に合ったから非農地が出る、条件が合わなければ是正です。それは今後も多分出てきて、二、三年前に勝手にやっちゃって、何やっちゃっているのよといったら、これは是正の対象ですね。

**【12番委員】** 9月末に非農地証明の申請が出されて、農業委員会で受理して、現場を確認して、これは農地法違反だということを確認した段階、それ以後、9月から今日までの間に、農地に復元とか、是正の勧告、また行政指導は何回やられたんですか。

**【事務局長】** 一番初めに発見したときは、元に基本的に戻すんだよという話は当然するんですが、その時点で、我々も見に行って、これはちょっと無理だなという、ある程度の判断もあったので、本人も非農地の証明申請をされてきた。非農地の証明に合わなければ、ずっと是正をさせるんですよ。非農地の証明の指針7つに該当したものについてなので、非農地証明を出していると、そういうふうに認識していただければと思います。

9月に一応話があって、長くなったというのは、今回は農地小委員会の皆様に2回に分けて行っていただいて、その後、皆さんでご審議をしていただいて、指針に基づいて取り扱っていくということで、それを今回はまた会長と職務代理者のほうに委員長、副委員長がお話をして、最終的にこういう決断に至ってと。

あとは、地元の農業委員さんに、ご本人のご子息が説明に行かれたり、その農地がある地区の農業委員さんにおわびを含めてご説明に行って、それが終わって、改めてわび状をいただくということになりましたので、わび状が出てきた12月16日以降に最終的に事務局のほうで専決、いわゆる非農地証明の処理をさせていただいたと。そのような感じで時間がかかっているということでございます。

**【議長】** 県の非農地証明の7項目、どのようなあれなのか、知らない人も結構いられると思うんですね。

**【主査】** 非農地証明の出せる定義といいますか、確認、通常している基準を簡単に説明いたしますと、まず、農地に復元することが著しく困難であるかどうか、農用地区域に指定されていないこと、その転用目的が立地基準に適合して

いることということで、いわゆる第3種農地、第2種農地とか、第1種農地であれば、農家住宅ならいいよとか、そういう話です。そのほかに、周辺の農地に支障を生じているか、生じるおそれがないかといったところを確認します。それと、その土地が、例えば一部分だけの非農地証明とかというのは駄目で、全部の筆が対象となっているかどうか。あと、申請時に過去10年間、違反転用として追及されていないと、10年間も非農地以外の用途で使っているというものが、例えば固定資産税関係の証明とか、あと、航空写真とかで客観的に証明できているかどうかというところ。主にそういうところを確認させていただいて、農地小委員会の皆さんにご判断いただいているという形になります。

以上です。

【3番委員】 今言われた2種だから該当するということだったと思うんですけども、これは本人が言ってこなければ、これが提案されたということが分からなかった、それとも、その前に20年前ぐらいに分かったのか。

【事務局長】 先ほどから申しているように、農業委員会で分かっていたら、当然その時点で指導します。

【3番委員】 その時点はいつ分かったわけ。違反であるということが。

【事務局長】 9月何日だか。

【3番委員】 その前の段階で。もっと前の段階。

【事務局長】 いつからこのような状況かは、本人から聞いて、その裏をまず取るとか、あとは、本人も分からなければ、先ほど言ったように、我々が過去30年前にさかのぼっての航空写真で、もう農地じゃなくちゃっているとか、そういう確認はします。なおかつ、そこが、さっき言ったように、幾つかの項目のうち、ほかのところから、例えば税金とか、そういうところから見たら、農地扱いにされていたのかどうか、宅地とか雑種地で課税されているとか、そういうような見方をほかは20年以上しているということで、言い方は悪いですが、この条件にも合ってしまう。1種とか、農用地ではない、2種、3種という条件にも合ってしまう、周りの農地にも、今はどこからも文句は言われない。そういった幾つかの項目の中で合致しているので、非農地という処理をしたという結論です。

【3番委員】 確実に航空写真で見た場合に、20年以上たっていると、何年にそれが分かったんですか。

【事務局長】 昭和50年前より分かっているんじゃない、たしか。

【3番委員】 基本的には20年たっちゃっているということだね。

【主 査】 確認しますと、昭和63年の国土地理院の航空写真はまだ農地に見えます。2007年の国土地理院の航空写真では完全に資材置場になっています。

【3番委員】 18年前。

【主 査】 完全に資材置場にはなっています。この間はないので、ちょっとあれなんですけれども。10年前の所有証明も固定資産税の現況の課税地目は雑種地になっているというのは確認しています。

【3番委員】 2007年にはそうだったけど、その前の段階で、20年はどうかという問題がある。

【事務局長】 事務処理の話なのであれですけれども、基本、我々は、本人から聞き取るとともに、じゃ、本当にそこがいつから今の状況だったかということは分かる範囲内では確実に追い求めます。そうしないと分からないから。それが航空写真であったり、税金の課税されている地目であったりとか、実際に税金がどのぐらいの評価で、いわゆる農地じゃないような課税をされているか、そういったことで、じゃ、いつ頃だったのかというのは、うちも後追いはします。本人からも聞き取ります。

以上です。

【12番委員】 是正の農地に復元することが著しく困難と、これ、やればできるんですよ。私も、申請者本人とも息子さんとも話をしたんですけれども、やりますという返事は1回もらっているんですよ。その後、やらなくなっちゃったんですけど。やるにはそれなりの費用がかかると思うんですけれども、まずはそこを農業委員会でやるのが当然だったと思います。それが専決処分する前に、一般の定例総会に非農地証明の案件をかければ、そこで審議されれば、もっとこんな混乱もなくいったのではないかと、そうすれば、9月末に非農地証明の申請願いが出た時点で、10月か11月に資料をそろえて、専決処分する前に、この定例総会の案として出せば、今までそういうふうに来てきたと思いますよね。結局、今になると、やった者勝ちなんですよ。

そういませんか。結局、荒らしておいて、第三者に有料で貸しておいて、非農地証明を取るというのは、常套手段になっちゃうんじゃないですかね。農業委員会はちょっと甘いんじゃないのか。

**【事務局長】** 結果からだけ見ると、確かに、やった者勝ちという見方になるとは思いません。指針があるため、専決で処理をしています。条件さえ合えば。条件に合わなかったら是正の措置。現に去年、今里で30年ぐらいの部分が一部是正されましたけれども、やるんですよ。

指針があるから、その指針に基づいて、本人が、原状復帰は難しいと、できませんと言った場合、じゃ、非農地ということでやっていく。ただ、事務局だけでは当然判断すべきものではないので、農業委員さん、農地小委員会の方に現場を見ていただいて、今、主査が話をした報告を含めて現場に行っていたら、判断をしていただいていると、そういう形です。

以上です。

**【12番委員】** それから、このわび状という文面ですけれども、始末書というのか、顛末書という意味も兼ねて。わび状にしては、農業委員会が受け取るわび状としてはちょっと簡単過ぎるんじゃないですかね。

**【事務局長】** もう少し細かい部分については、先ほどお話ししたように、非農地証明の申請をいただいたときに、経過書の中にもう少し細かい、本人から聞き取った経緯が書き込まれてございます。経過書の中に、いつ頃にこうだこうだこうだ、こういう経過でと、復元がなかなか困難ですというような、こういう理由でというようなことは書いてございます。ただ、あとは現実的に、本当に復元できるかどうか。恐らく二、三千万あれば、お金に関してはそんな程度で、1000万とかできちゃうのかもしれないし、ただ、期間については、あと10年かかるのかとか、5年で、工事期間は早いのでしょうかけれども、現に使用されている方とのいろいろな契約的なものへの解消だったり、そういうことを含めると、非現実的な部分があるのかなというような、委員さんのご判断ということだと思いますので、事務局としてはそのように処理をしたということでございます。

以上です。

**【11番委員】** 私、杉久保なもので、息子さんのほうも個人的に存じ上げていますので

あれなのですけれども。ちょっとレベルの低くなったご質問で申し訳ないのですけれども、今年度、何件か、非農地証明というのがありましたよね。私もその都度、担当で見に行っていますけれども、今回はそれと比べて、どういところが問題と言って。違反は全部違反ですよ。今回、こういう形になったということについての見解というか、その辺はどんなふうになるんでしょうか。大変雑駁な質問で申し訳ないんだけど。

**【事務局長】** 基本的には同じでございます。ただ、現状が、5月にやったところは例えば駐車場、畑じゃなくて、砂利を敷いちゃって駐車場にしちゃっているよとか、クルーザーみたいなのを置かれちゃったりとか、基本的には同じです。見た目は違いますけど。

**【11番委員】** いろいろ形で今お話を聞いていて、要するに、お母様はあれですけれども、ご本人、今、ご長男さんということになりますよね。その方がこの状況をどういうふうに思っていたかということも、皆さん、いろいろな形で、1つのあれになっていると思うんですよ。私は別に知り合いだからというわけではないのですけれども、正直言って、お勤めをずっとしていられて、それで、お父さんともいろいろな形でお付き合いもあったと思うんですけれども、よその人のことを言うのもあれなんですけど、お父さんは戦争に行かれた、そういう形なので、自分でぐいぐいぐいぐいやっていかれたような方だというふうにお聞きしています。本来ならばそこそこの年齢になった人が、自分ちの財産とか管理とか、そういうことについて、そんなの分からないのかよという、当然そういうふうな形になると思いますけれども、よく解釈すれば、この息子さん、いつ分かったかどうか分かりませんが、もしかしたら最初からそういうことをずっと何年も把握しておいて、そのままだったというようなことはないのかなというふうに私はちょっとそんな判断をしてね。たまたま自分ちのことを考えて、うちも息子はずっと勤めちゃっていません、私、農家をやっています。息子がぱっと農家をやったというときに、そこまで息子にきちんと伝えられるかなとか、息子がそこまで把握してくれるかなというように、自分の家庭として反省しながら、今ちょっとね。12番委員の言われることも、実際的にはそうだと思うんですけれども、それのところはそういうことも例外としてあったのかなという、そんなふうな

感じもいたしました。ちょっと関係ないことかもしれませんが。

【2番委員】 私は今回のこの案件については、議案として専決処分の報告事項として上がっているわけですから、ある程度承認といいますか、賛同せざるを得ないのかなという状況にあることは、この場においてはそういうふうな状態になっているんだというふうに思うんですね。そして、この状態になるには、農地小委員会の中でいろいろ検討されて、我々も報告を受けて、やむを得ないんだというふうな事情を聞いておりますけれども、先ほど7つの項目があって云々ということを含めてね。

とはいうものの、1点、事務局に確認したいんですけども、何でこの時期に証明願が出されたのかなという、原点の問題が、極端なことを言えば、これはこういう形で専決処分でやろうということになっているわけですから、おかしな話なんですけど、極端なことを言えば、あまりにも原状回復が難しいのであれば、そのまま放置しておけばいいじゃないかよとかという見方だってあるわけですよ。その代わり、原状回復しなさいということを農業委員会が指導し続けるということも1つの方法としてはあったというふうに思います。しかし、何らかの事情で専決処分を証明願が出てきている原因というのは何なんですかね。何か意図があって、この時期に、相続か何かに絡んで、この証明が必要だということなんですか。その辺のところはどういうふうな形の経過になっていますかね。何でここでやらなければいけないのか。

【主 査】 たしか、この申請が出るちょっと前だったと思うんですけども、息子さんが来られて、納税通知書でこうなっているんだけど、ちゃんと出ているよねと、許可とかちゃんと取っているよねという確認で、確認を取ったら、出ていなさそうですよという話からこうなったというのはあります。ただ、実際に来られたのが、何をもって聞きに来たというのまでは確認はしていないのですが、そういうのが一番最初のいきさつでございます。

以上です。

【2番委員】 だとすれば、本人がここで気がついたからということで、早速、こういうふうな形での申出が出たということで理解してもいいかなというふうに思いますが、その際に、先ほど来からありますように、我々農業委員としての責務というか、そういうものがこれからますます重要になってくるなど、こう

ということを見過ごさないための責任というものが我々に課せられるんだなということを感じるということが1点です。

それで、今回の件は、あまりにも原状回復が難しいというふうなことで、行き過ぎた転用をしちゃっているという、利用しているという状況がありますよね。それをやむなく、いろいろなことを斟酌して、皆さんにも協議、検討いただいて、それでもって決定するという形になるわけですがけれども、その際に、今回の例はあまりにもひどいなということで、証明をする際に、私は、ある意味、何らかのペナルティーというのはあるべきだなと個人的には思っているんですね。ペナルティーはどのようなふうな形で言い渡せるのかなということを含めて、例えば今後、一切このようなことがないように十分に注意するよということを含めて、注意書きみたいなものを添付してこの証明書を交付するとか、そのようなことを事務局で検討いただきたいなというふうに私は個人的には思います。

それと、先ほど申し上げたように、農業委員としての日常のパトロールを含めて、確認がいかに重要であるかということ今回痛感させられた一件だなと思いますけれども、そのようなことを含めて、農業委員会全体として、今回の取扱いに当たって、その辺のところを申請者に対して交付する際に、我々、農業委員がもろ手を挙げて賛成したわけじゃないよと、証明したわけじゃないよということを含めて、そういうふうな意図を含めて、やっぱり何らかの注意書きみたいものを添付して、この証明書を交付してほしいなということをお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

**【事務局長】** 今のご意見に関しまして、注意書き、何らかのペナルティーという話も出ましたので、これについては、検討、取りあえず事務局内でしていくつもりでおります。ただ、実はこの扱いについて、県央地区の農業委員会の事務局の職員の研究会というのが年に2回ぐらいありまして、そこにもちょっと意見をいろいろ皆さんに聞いてみようと、ほかの市町村ですね、ということもあったりして、時間を少しかけていたんですが、県が出している指針については、どこの市町村もその指針に基づいて出していますと、じゃ、個々の事案にとってどういう基準でペナルティーをつくるのよとか、ちょっといろいろ

ろ出てくるみたいなので、それもやっていないということだったんです。参考までに。今、2番委員の話もありましたので、今後、我々、海老名だけではなくて、ほかの事務局なんかも含めて、非農地の扱いについて、もっといい方法ができないのかとか、そういった研究はしてまいりたいと思います。

あと、今言っているように、ふだんからのパトロール、うちが見つければいいわけですから、地区をいろいろ回られたときに、何かおかしいな、ちょっとこれをと、何でこんなところがこんなになっているんだとか。もしそういう事案があれば、事務局のほうにまず連絡をいただいて、ここ、こんなになっているんだけど、農地なのかよとか、農地のようには見えないけど、農転は済んでいるのかよとか、そういうご確認を常時して行って、我々も積極的に、そういう事案があれば皆様に情報を提供するというので、転用違反等の発見ですね、もっと今まで以上に速やかにいくのかなというふうには思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

【19番委員】 転用違反の件なんですけれども、情報があまりないんですよ。土を盛ってあるかというところが結構あるので、その情報が一体どこまで我々として知っておくべきことなのかというのが分からないので。

【議長】 農地転用できているかどうかを確認。

【事務局長】 実は本当は各地区に、過去からの転用の履歴が分かるようなものを図面に落としたり、そういったものがあれば一番分かりやすいんでしょうけれども、すぐには無理なのかなと思いますので、取りあえずはまずは、電話でいいから、ここ、何だよというようなご連絡をいただければと思います。

以上です。

【3番委員】 先ほど聞いた年数の問題なんですけれども、私は、甲種2類ですか、これは20年たっているから民法的にも時効が成立しているのかなと思って。あとは問題は、周りに対する影響はなかったわけですよ。今まで開発していて、周りのものが例えば農地として使っていたときに、雨水もない、被害も何もない、だから、平穩無事に20年間過ぎちゃったのかなと、だから、本人が言わなければ、この先、永遠とってしまう案件じゃないかなと思って

いるんですけど。だから、そこいらは、周りからのあれもなければあれだと思うんですけども、農業委員が全部回るなんていうのは無理だろうから、何か害があったときにそういうふうに出るといふことなのではないかと思うんです。私が聞いたのは、時効がどうかというのを聞きました。

【18番委員】 僕も、これ、現地確認しにいった一人なんですけれども、非農地証明を出すという県の感覚として、僕が認識したイメージだと、こういうのを防止できなかったというところで、当時、そのときに発見できていればいいんですけど、結果的にずっと放置されて、誰も気づけなかったというところで、非農地証明書というものが発行されているという、本当に私たちが今防止できていれば全部防止できているかもしれないですけども、この先、私たちがそれをちゃんと監視してできなかったときに、この証明書を出して、自分たちもそのときのことを反省しなきゃいけないねというものの1つだとはちょっと思ったりもします。

ただ、現状、じゃ、どうやってこういう転用違反の方を把握するかとなったときに、今回の案件だと、固定資産税は転用したときから変わっていますと、でも、農業委員会としては把握していませんという捉え方をしているんですけども、じゃ、何で固定資産税が変わっているのに転用されているということが把握できていないのかという、その仕組みがもっとちゃんとできていれば、もっと早くそれが分かったのかなという。今後どうやってこういうことを防止していくかというのをちゃんと考えなきゃいけないのかなというのが、ちょっと思ったことです。

【議長】 貴重な意見、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今話を聞いていると、農業委員である私たちが常にそういう目で農地等を監視しながら、何かあったときに、疑問があった場合に、事務局等に通報していただいて調べてもらうということが1つ大きな重要なことなのかなと、皆さんの意見を聞いて思いました。ですから、これからそういう目で、あと何か月もありませんけれども、見ていただければと思います。また、後任の4月からの人にも、そういうようなことを伝えられるような形ができればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

質疑もないようですので、報告ですので、了承したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、了承いたします。

次に、議案書 11 ページ、(2) 生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号 26 について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、生産緑地の斡旋についてでございます。生産緑地番号 26 についてです。所在地は、上郷■■■■■■■■、現況は畑、登記簿地目、畑、面積、485 平米、ほか 1 筆、議案書のとおりでございます。案内図及び現地の写真につきましては、資料 3-1 を御覧ください。令和 6 年 12 月 1 日付で、市に対して、現在の土地所有者より、この生産緑地の買取り申出がされましたが、市では買い取らないことが決定されました。その後、市から農業委員会に対して斡旋の協力依頼が来ているところでございます。斡旋につきましては、まず委員の皆様、また、周囲、地区の方に情報提供をしていただきまして、買取りを希望されている方がいらっしゃいましたら、議案書にありますとおり、令和 7 年 2 月 26 日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。その結果を翌 27 日に、海老名市都市計画課へ事務局から報告させていただくこととなります。

なお、申出者の買取り希望価格につきましては、知りたい委員、いらっしゃいましたら、後ほど事務局までお越しいただければと思います。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、斡旋の内容について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、斡旋がある期限までに報告していただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようをお願いいたします

次に、議案書 12 ページ、(3) 農地の使用貸借権の解約について を案





【主 査】 それでは、議案書の 14 ページでございます。受付番号 1、権利を取得した者は、河原口■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利を取得した日は、令和 6 年 3 月 4 日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、河原口■■■■■■■■■■、現況地目、畑、登記簿地目、畑、67 平米でございます。

以上、報告です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、受付番号 1 について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号 1 の届出については了承としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、了承といたします。

次に、議案書 15 から 17 ページ、(6) 農地転用届出による専決処分について を案件といたします。

15 ページの農地法第 4 条の 5 件、16 から 17 ページの第 5 条の 8 件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 市街化区域内の農地転用の届出、報告をさせていただきます。

まず、15 ページの農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出です。届出期間については、令和 6 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間になりまして、受付番号 38 から 42 の合計 5 件で、畑、3,261.69 平米、合計、同じくとなっております。

続いて、議案書の 16 ページから 17 ページを御覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出です。届出期間については、同じく令和 6 年 12 月 1 日から 12 月 31 日までになりまして、受付番号 92 から 99 の合計 8 件になりまして、田が 864 平米、畑が 2,625 平米、合計、3,489 平米となっております。これらにつきまして、全て専決処分です。受理したことを一括してご報告いたします。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

【3番委員】 これだけ広域な場所で、上星谷だとか何かいろいろ出てくるのですけれども、こうやって聞いていてもちんぷんかんぷんなんですよ。現場へ行っていませんから。ですから、海老名市で、スマホで、グーグルで、どの場所だと分かれば一番いいんですが、できれば正面に農地の場所が分かれば一番いいなど、みんなで共有して、この農地かと、排水がこうなっていると分かると、みんなで話ができるんじゃないかなと、そんな気がしました。できれば、そういうのが欲しいなど。自分のスマホでグーグルで見るというのもあれなんでしょうけれども、そういうのができれば。

【10番委員】 所在地地図、もっていない？

【3番委員】 もっと細かく、ズームして見られると、いいかなと思った。私の意見です。それが採用されるかどうかは別です。

【議長】 今、県で、タブレットを銘々に配るといような、それは違ったっけ。

【事務局長】 この地図だけではよく分からないよという意味ですかね。それとも、海老名の大字は分かるけど、小字まで言われてしまうと分からないよと。なぜ小字まで知らなければ。何かあるんですかね。

【3番委員】 正直なところ、農業をやっているの雰囲気としてというか、自分が南部とかを見たときとか、北部を見たときに、水の流れだとか、どうなんだろうかと、抜本的に知りたいので、詳しく質問するとか、そういうことではなくて、大まかに、ここはこうなって、今度、次に行ったときに、開発されたとか、転用された場所に行ったときに、ここだったなとかというのは頭に映像で見れば、近所へ行ったときに見ることができて、そういった意味での確認というか、そういうことです。知りたいというだけです。それだけです。そ

れ以上はないです。

【事務局長】 社家だと業平とか、宜山とかあると思いますけれども、そういうところが載っていたり、そういうのはあります。ただ、水路がどうだとかになってしまふと、そういった地図は。

【3番委員】 それを見ることによって、我々は農業をやっていて、どこから用水を取って、こうなっているなとかという想像がつくわけですよ。そういうことを言っているだけ。

【事務局長】 小字の地図だったらあるので、どうぞ、持って行ってください。

【3番委員】 そういうことです。知りたいだけです。

【6番委員】 4月から、住宅地図が貸与されておりますよね。それで、申請なんかが上がってくると調べてくるんですけども、何丁目何番地、土地の地番になってくると、探しにくいんですよ。住居表示では分かるんですけど、土地の地番が。ですから、資産税課か何かにあった、土地の地番も分かるような明細地図を配付、次年度からしたらどうかなと思うんですけども。高いのかな。

【事務局長】 実は、資産税課の公図、昔、■■■■■とか、住宅とかがあったんですけども、■■■■■を見ても、800番地というのはこの辺ですよというのは分かるんですけど、確実に本当にそこが800番かどうかというもまでの精度がないんですよ。だから、800という数字が載っているけど、実はそれは隣の799のところだったりもするので、ちょっと危ないので、逆にそういった地図はお渡ししていないんです。そこで間違えちゃうとちょっと大変なことになるので、逆に、分からなかったら問合せして。農業委員会に来れば、公図と同じような図面はお渡しできるので。

【6番委員】 そういった意味では、そういうのがあれば、より理解しやすく、自分の何かのときに気がつくなみたいなことがあるので、タブレットとか、そういうのがあれば、画面上にぼんと出して、指さしたらズームになるとかというのがあれば。

【議長】 そのうちになると思います。

【6番委員】 なればいいかなと思いました。

以上です。

【19番委員】 農林省が出している農地ナビがあるじゃないですか。農地ナビだと、土地が分かる。地番が載っていますので。インターネット上で農林省のホームページが載っている。

【事務局長】 逐次、地図であれするように。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

【2番委員】 大変お疲れさまでございました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年第1回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —